

町田市職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の115」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同条第3項中「100分の115」を「100分の107.5」に、「100分の137.5」を「100分の140」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の152.5」を「100分の155」に改める。

別表第1第2条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外のものの項中「100分の115」を「100分の107.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同表職員の区分の欄中「(町田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受けるものに限る。)」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1職員の区分の欄の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の町田市職員の期末手当支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項、次項及び附則第4項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(特例措置)

- 3 平成27年12月1日を基準日とする期末手当に係る改正後の条例第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の157.5」とする。

(内払)

- 4 改正後の条例第3条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改

正前の町田市職員の期末手当支給に関する条例第 3 条第 3 項の規定に基づいて平成 27 年 1 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた期末手当は、改正後の条例第 3 条第 3 項の規定による期末手当の内払とみなす。

町田市職員の期末手当支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給額及び支給割合)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第5条の規定により採用された職員に対する前項及び別表第1の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同表中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>3 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第1項及び別表第1の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同表中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(支給額及び支給割合)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第5条の規定により採用された職員に対する前項及び別表第1の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同表中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>3 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第1項及び別表第1の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同表中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の137.5</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p> <p>4 略</p>

町田市職員の期末手当支給に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第1（第3条関係）

職員の区分	割合		
	3月に支給する 場合	6月に支給する 場合	12月に支給す る場合
第2条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外のもの	100分の30	<u>100分の10</u> <u>7.5</u>	<u>100分の12</u> <u>2.5</u>
行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員又は医療職給料表（2）若しくは医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員	100分の30	100分の87 .5	100分の10 2.5
略	略	略	略

町田市職員の期末手当支給に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第1（第3条関係）

職員の区分	割合		
	3月に支給する 場合	6月に支給する 場合	12月に支給す る場合
第2条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外のもの	100分の30	<u>100分の11</u> <u>5</u>	<u>100分の13</u> <u>0</u>
行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員（ <u>町田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受けるものに限る。</u> ）又は医療職給料表（2）若しくは医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員	100分の30	100分の87 . 5	100分の10 2. 5
略	略	略	略